

No. 31

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
あま市	上下水道部 下水道課	052-441-7116	直 通	052-441-7137
住 所	〒490-1222 あま市木田戌亥34		担当者氏名	吉田 靖典
U R L	http://www.city.ama.aichi.jp/		E-mail	gesui@city.ama.jp

(1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

人槽区分	一般地域	特定地域	人槽区分	一般地域	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [ 2020年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
15	12	3					30

前年度実績基数 (24基)

(3) [ 補助対象地域 ]

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により公共下水道の事業計画を定めた区域及び市長が別に指定した区域を除いた区域

(4) [ 特定地域の有無 ] 無

(5) [ 補助対象条件 ]

専用住宅(主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に居住する者であって、当該専用住宅の既設のみなし浄化槽又はくみ取り便所の使用を廃止し浄化槽を設置するもの

(6) [ 欠格要件 ]

- ①浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項に規定する設置の届出をせず浄化槽を設置する者
- ②建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認を受けて浄化槽を設置する者
- ③販売又は賃貸の目的で浄化槽を設置する者
- ④補助金の交付決定前に当該補助金に係る工事(宅内配管工事及び既設便所の撤去工事を含む)を着工した者
- ⑤11人槽以上の浄化槽を設置する者
- ⑥住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ⑦市税を滞納している者
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑨その他市長が適当でないと認める者

(7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]

- ①審査期間(10日間)を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③専用住宅の平面図
- ④住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑤浄化槽工事業の登録通知又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- ⑥浄化槽設備士免状の写し及び特別講習会修了証書の写し(昭和62年度以前に資格を取得した者に限る。)
- ⑦浄化槽工事施工見積書の写し(みなし浄化槽又はくみ取り便所を撤去する場合は、撤去処分費用見積書の写し)
- ⑧宅内配管工事施工見積書の写し
- ⑨浄化槽工事業者との工事請負契約に係る契約書の写し
- ⑩全国浄化槽推進市町村協議会の登録制度による登録証の写し
- ⑪登録浄化槽管理票(C票)
- ⑫浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたことを証する保証登録証(市町村用)
- ⑬市税の未納税額のないことの証明書
- ⑭その他市長が必要と認める書類

(8) [ 実績報告書に添付する書類及び提出期限 ]

- ・提出期限：事業完了の日から1月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日まで
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(交付決定者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- ②浄化槽法定検査契約書の写し
- ③浄化槽法定検査依頼書の写し
- ④浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑤みなし浄化槽の浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑥浄化槽の設置に要した費用の領収書及び請求書の写し(みなし浄化槽又はくみ取便所を撤去する場合は、撤去に要した費用の領収書及び請求書の写し)
- ⑦宅内配管工事に要した費用の領収書及び請求書の写し
- ⑧既設のみなし浄化槽又はくみ取り便所の最終清掃実施記録の写し(みなし浄化槽又はくみ取便所を撤去した場合に限る)
- ⑨浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- ⑩浄化槽工事業者が撮影した補助事業に係る施工状況の写真(着工前及び完了後を含む)
- ⑪その他市長が必要と認める書類

**(9) 【 その他 】**

- ①みなし浄化槽又はくみ取り便所を撤去に対する場合においては、その撤去に要する費用又は9万円のいずれか低い額を加算する
- ②浄化槽の設置に伴い、宅内配管工事を施工する場合においてはその宅内配管工事に要する費用又は10万円のいずれか低い額を加算する

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください